

日之影町  
ファミリー・サポート・センター  
利用の手引き  
(おねがい会員用)

お  
か  
げ  
さ  
ま  
ま  
で、  
日  
之  
影  
。



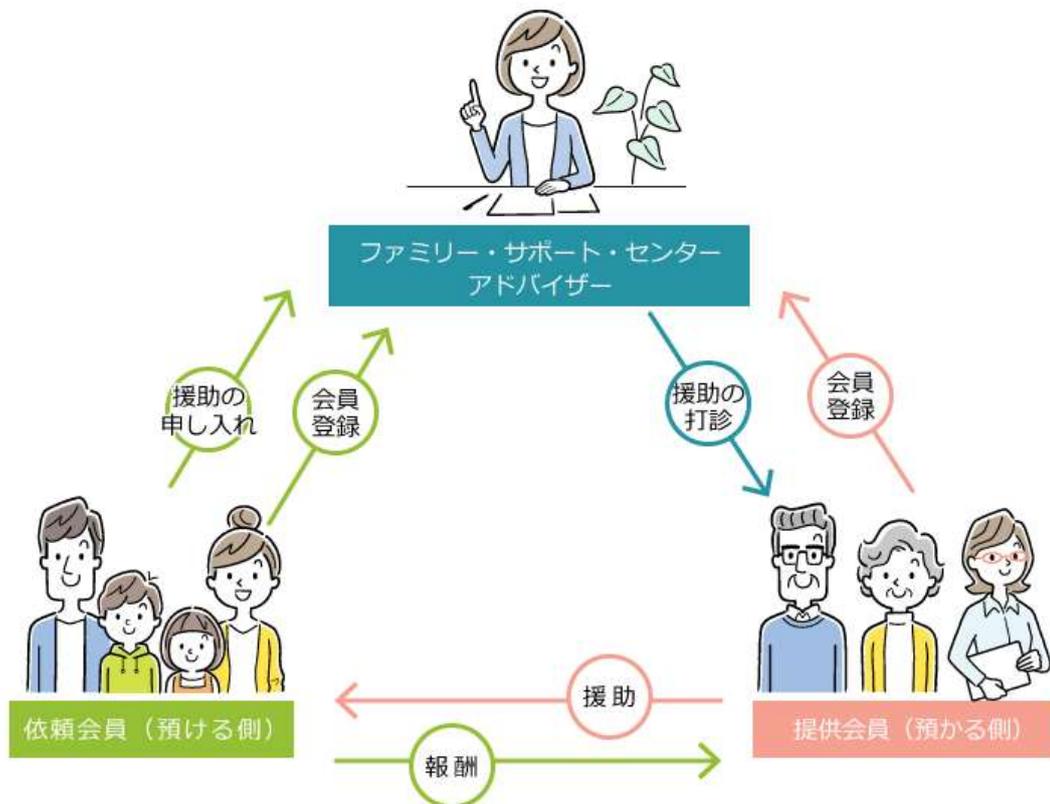
会員番号 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

日之影町ファミリー・サポート・センター ☎87-2680

## 目次

1. 日之影町ファミリー・サポート・センター(ファミサポ)とは
  2. 会員資格
  3. おねがい会員登録（入会手続き）
  4. おねがい会員資格の喪失
  5. 援助活動でできること
  6. 援助活動対象数
  7. 援助活動ができる日・時間帯
  8. 援助活動の流れ
  9. 援助活動時におねがい会員が準備するもの
  10. センターからのおねがい
  11. 保育園・小学校との連携
  12. 利用料について
  13. 利用料の支払いについて
  14. 利用料補助について
  15. キャンセル料の取扱い
  16. 補償保険の加入について
- 参考：利用料の計算方法

# 1. 日之影町ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）



女性労働協会HPより

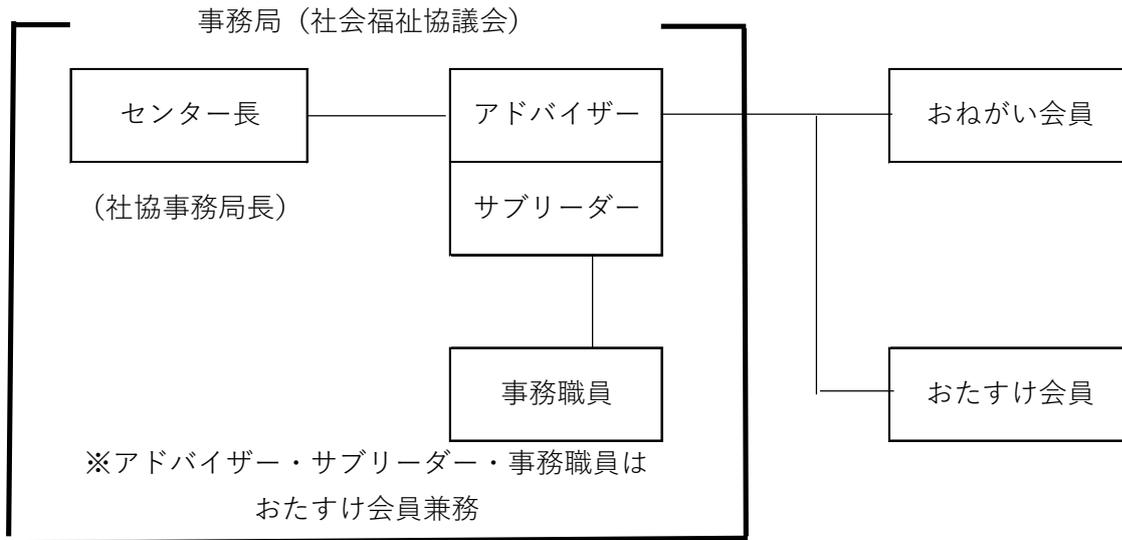
おねがい会員（依頼会員）・・・子育てを手伝ってほしい人 と  
おたすけ会員（提供会員）・・・子育てを手伝いたい人 をつなげ、  
子育てを地域で応援する会員どうしが助け合う援助活動です。

おたすけ会員ができるときに できることを できる範囲で  
サポートしていく仕組みです。

そのため、必ずしもご希望の活動が提供できるとは限りません。  
活動に際しては、お子さんの安全安心を最優先していきます。

おねがい会員・おたすけ会員・センター事務局の3者が協力して  
お子さんの成長を見守り育てていきたいと思います。

## 日之影町ファミリー・サポート・センター組織図



- ・ファミリー・サポート・センター（以下「センター」といいます。）の事務局は社会福祉協議会にあります。
- ・アドバイザーは、おねがい会員の依頼を受けておたすけ会員を紹介します。
- ・アドバイザーが不在の時はサブリーダーと事務職員が対応します。
- ・アドバイザー、サブリーダー、事務職員ともにおたすけ会員を兼ねており、必要時は援助活動を行います。

### 【センターの開所日】

会員登録・援助利用の予約・利用料の支払いができます。

月～金曜日 8：15～17：00

※土日祝日・12月29日～1月3日はお休みです。

緊急時はアドバイザーの携帯電話にて対応します。

### 【センターについて】

日之影町大字七折8840番地 日之影町社会福祉協議会

電話 87-2680 FAX 87-2750

## 2. 会員資格

- ① おねがい会員（依頼会員） 4 か月から 12 歳（小学生）までの子どもがおり、センターの事業に理解のある日之影町在住または日之影町内に就労している保護者
- ② おたすけ会員（提供会員） 20 歳以上の日之影町在住または日之影町内に就労している健康な方でセンターの事業に理解があり、センターが実施する所定のおたすけ会員養成講習を修了した方。  
送迎を行う場合は運転講習を修了した方。

## 3. おねがい会員登録(入会手続き)

- 育児の援助活動を受けたい方は事前に会員登録が必要です。
- 募集チラシや町 HP にある会員登録用 QR コードから登録をします。
- 電話からの登録も可能です。
- 会員登録は無料です。登録後に会員証を発行します。

## 4. おねがい会員資格の喪失

おねがい会員は次のいずれかに該当したときはおねがい会員の資格を喪失します。その際は会員証をセンターに返還してください。

- ① センターに退会を自ら申し出たとき。
- ② 会員が日之影町から転出、または町外の者が町外の事業所へ転職したとき。
- ③ 4 ヶ月から 12 歳(小学生)の子どもがいなくなったとき。
- ④ 会員としてふさわしくない行為があったとき。（過度の活動を要求した場合を含む。）
- ⑤ 会員としての責務が守られないとき。

## 5. 援助活動でできること

おねがい会員が依頼できる援助活動は以下のとおりです。

- ① 保育園等、小学校等への送迎
- ② 保育園等の開始時間まで、または終了時間後の預かり
- ③ 一時保育 行事参加や冠婚葬祭時の預かり

リフレッシュなどの利用も可能です

原則として役場などの公共施設で行います。

（会員同士の合意があれば、おたすけ会員自宅での援助も可能）

調理は行いません。食事やおやつが必要な場合は準備が必要です。

※お子さんの発熱等体調不良時の援助活動はできません。

※送迎利用時は、必ず保育園等に連絡をお願いします。

※事前打合わせで確認した援助活動内容以外の活動をすることはできません。

- ・緊急に援助活動や時間等の変更がある場合、センターまで連絡をお願いします。センターへの届出がないと必要時保険が適用されません。

※家事援助活動はできません（調理・掃除・洗濯など）。

※大人がいない場所への送迎はできません。

## 6. 援助活動対象数

当分の間、1名の子どもに対し、2名のおたすけ会員が援助活動を行います。

- ・小学生については、会員同士の合意があれば1名のおたすけ会員で援助活動を行うことも可能です。

## 7. 援助活動ができる日・時間帯

原則として、午前7時～午後7時まで（年中無休）

- ・上記以外の時間を希望する場合はセンターまでご相談ください。
- ・宿泊を伴う援助活動はできません。

## 8. 援助活動の流れ

※おねがい会員として登録後

**援助活動の依頼** ※必ずしもご希望の活動ができるとは限りません。

援助希望日の1週間前までにセンターへご連絡下さい（電話・メール）

センターがおたすけ会員を紹介し事前打合せの日時を決めます。

緊急の依頼がある場合でも可能な限り対応いたします。ご相談下さい。



**事前打合せ**（打合せの時間と場所は依頼時に調整して決めます）

おねがい会員・お子さん・おたすけ会員・センター職員と一緒に行います。

初回の打ち合わせ時に、免許証など本人を確認できるものをご持参下さい。

お子さんの状態や緊急連絡先、希望の援助活動等について確認・調整します。



**援助活動当日**

お子さんの状態（体温・機嫌・ミルクや食事・排泄など）を確認します。

お子さんを預けている間は緊急時に備え、連絡がとれるようにして下さい。

迎えの時間等が変更になる時は、早めにセンターまで連絡をお願いします。



**援助活動終了時**

おたすけ会員が記入した活動報告書の内容を確認後、利用料を支払います。

活動報告書に署名後、おたすけ会員から控え（兼領収書）を受け取ります。

## 9. 援助活動時におねがい会員が準備するもの

- 利用料 援助活動終了時に支払います。事前打ち合わせ時に概算の利用料をお知らせしますので、おつりのないよう支払いをお願いします。
- 1歳まで ミルク、哺乳瓶、オムツ、お尻拭き、着替え、バスタオル、タオル、お気に入りのおもちゃ
- 未就学児 飲み物、着替え、オムツ、お尻拭き、バスタオル、タオル、お気に入りのおもちゃ
- 小学生 飲み物、タオル、着替え、勉強道具、遊び道具

※必要に応じておやつ、食事の準備をお願いします（冷蔵庫保管、温め可）

## 10. センターからのお願い

- 会員として入会登録を行った後に登録内容に変更が生じた場合には、速やかにセンターまで連絡をお願いします。
- おたすけ会員に本来の活動（保育及び保育園等の送迎等）以外の過度の要求をしないでください。あくまで、一時的な預かりサービス（有償ボランティア）であり、ベビーシッターやホームヘルパーではありません。
- 事前打ち合わせで確認した援助活動内容以外の活動を、おねがい会員に要求しないでください。
- 利用が不確定な予約は行わないでください。（例：雨が降ったらお願いします等）
- 大雨や台風等が予想される場合は、援助活動を行いません。
- 活動で知り得た会員やその家族のプライバシーは守ってください。これは、会員でなくなった後も同様です。
- 宿泊を伴う援助活動はできません。
- 活動を通して物品の販売や斡旋、宗教活動、政治活動等を行うことはできません。
- その他、日之影町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に定める会員の責務を守るようにしてください。
- 援助活動について困ったことがありましたら、センターにご相談ください。

## 11. 保育園・小学校との連携

保育園・小学校・放課後子ども教室では両親以外の方が子どもを迎えに来た場合、事故防止のため子どもを渡しません。おたすけ会員に保育園等の送迎をお願いする場合は、保護者の責任の下、保育園等に必ずその旨の説明をしておいて下さい。

センターも保育園・小学校と連携を図っています。



おかげさまで、日之影。



## 12. 利用料について

利用料は下記のとおりです。同時に2人以上のお子さんを預ける場合も同額です。

### ①利用料

区分 利用日・時間帯	1時間あたりの利用料
平日 月～金曜日 午前9時～午後7時	1,000円
平日上記以外の時間、土日祝日	1,100円

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超える場合、30分までは0.5時間、30分を超えたら1時間で計算します。
- 12月29日から1月3日は土日祝日として計算します。

### ②交通費・対象児童に係る食費等

区分 内容	町民	町外者
交通費	全額町が補助 (利用者負担なし)	実費負担 自家用車使用によるガソリン代は1kmあたり30円で計算します。
対象児童に係る食費等	実費負担	実費負担

- おたすけ会員が援助活動を行う上で発生した交通費、対象児童に係る食費等は、おねがい会員が利用料と一緒に支払います。

## 13. 利用料の支払いについて

援助活動終了時におたすけ会員に現金で支払います。

打合せ時に概算で金額をお知らせします。おつりのないようにご協力下さい。

やむを得ない場合のみ、後日、センターで支払いをすることが可能です。

## 14. 利用料補助について

日之影町に住所を有する方については、町から利用料が補助されます。補助を希望する場合は、事前に申請を行い、区分を決定する必要があります。

区 分		要 件	補助金額 (1時間あたり)
(1) 多子世帯等	多子世帯	18歳未満の子を3人以上扶養している世帯	<b>900円</b> ●利用料自己負担額 (1時間あたり) ・平日午前9時～午後7時 <b>100円</b> ・平日上記時間以外、土日祝日 <b>200円</b>
	多胎児世帯	未就学の多胎児を扶養している世帯	
	ダブルケア世帯	育児と親等の介護を同住所で行っている世帯	
	ひとり親世帯	児童扶養手当受給世帯	
	住民税非課税世帯	住民税非課税世帯	
	生活保護受給世帯	生活保護受給世帯	
(2) 上記(1)以外の世帯		<b>700円</b> ●利用料自己負担額(1時間あたり) ・平日午前9時～午後7時 <b>300円</b> ・平日上記時間以外、土日祝日 <b>400円</b>	

## 15. キャンセル料の取扱い

キャンセル時は早めにセンターまでご連絡をお願いします。

・援助活動当日からキャンセル料が発生します。ただし、おたすけ会員の了解を得られなかったキャンセルについては、当日キャンセル扱いとします。

・キャンセル料は利用料補助の対象外です。

・キャンセル料は、直接センターで納入してください。

キャンセル料

<援助活動前日まで> なし

※利用料: 利用日が平日・土日祝日かどうかで判断します。

<援助活動当日> 1時間あたりの利用料の**半額**

<無断キャンセル> 1時間あたりの利用料の**全額**

・2人以上を同時に預かる予定の場合、キャンセル料は人数分です。

・当日キャンセルで、交通費や対象児童に係る食費等が発生した場合は、実費負担です。

## 16. 補償保険の加入について

センターでは、会員が安心して活動に参加できるように、会員及びお子さんの活動中の事故等に備えて補償保険に加入します。保険料は全額町が負担します。

※補償の対象とならない場合（故意または重大な過失によるもの等）もあります。

### 【1】 依頼子供傷害保険

お子さんが援助活動中に事故にあった場合、おたすけ会員の過失の有無にかかわらず補償します。

〔補償例〕 ・子どもがふざけていてケガをした。

事由	補償額	備考
死亡保険金	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	後遺障害の程度により 300万円～12万円	事故日から180日以内の後遺障害
入院(1日)	3,000円	事故日から180日を限度
手術保険金	3,000円×10倍または5倍	事故日から180日以内に手術を受けたとき
通院(1日)	2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度

### 【2】 賠償責任保険

おたすけ会員が援助活動中に、お子さんや他者の身体または財産に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

〔補償例〕 ・おねがい会員から預かっていたベビーカーを破損してしまった。

事由（主なもの）	支払限度額	備考
施設賠償責任／ 生産物賠償責任	対人・対物合算 1名1事故2億円 (生産物賠償責任保険は保険期間中)	損害賠償金、事故発生時の応急手当等の緊急措置費用等
初期対応費用	1事故1,000万円	事故現場の保存費用等
訴訟対応費用	1事故1,000万円	争訟費用、応訴費用等
受託者賠償責任保険	1事故10万円・保険期間中50万円	おねがい会員から預かった現金の盗難

### 【3】 サービス提供会員傷害保険

おたすけ会員の補償です。

〔補償例〕 ・子どもを送って帰宅途中、雨で滑ってケガをした。

・走ってくる子どもを受け止めようとして、支えきれずに転んでケガをした。

事由	補償額	備考
死亡保険金	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	後遺障害の程度により 500万円～20万円	事故日から180日以内の後遺障害
入院(1日)	3,000円	事故日から180日以内を限度
手術保険金	3,000円×10倍または5倍	事故日から180日以内に手術を受けたとき
通院(1日)	2,000円	1事故について90日を限度



## 参考：利用料の計算方法

### ・活動開始時間と終了時間

活動開始：おたすけ会員がお子さんを預かり、または保育園等に迎えに行ったとき  
 ただし、実際の預かり、迎えの時間が、おねがい会員の都合により事前打合せで確認した時間より遅くなった場合は、事前打合せで確認した時間が活動開始時間です。

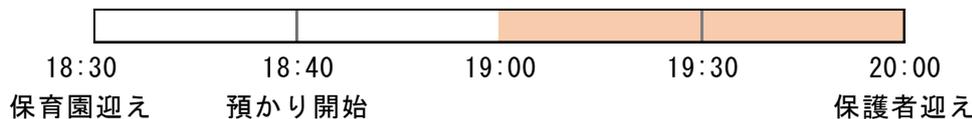
活動終了：保護者にお子さんをお渡しした時間

### ・計算例

①おたすけ会員がお子さんを保育園に迎えに行った後、指定場所で預かり、保護者が迎えに来る。おたすけ会員の自動車走行距離 16km

活動開始：保育園でおたすけ会員がお子さんを預かった時間（18：30）

活動終了：保護者がお迎えに来た時間（20：00）



項目	利用料補助（1）に該当する場合	利用料補助（2）に該当する場合
利用料	平日 0 時間 × 100 円 = 0 円	平日 0 時間 × 300 円 = 0 円
	上記以外 1.5 時間 × 200 円 = 300 円	上記以外 1.5 時間 × 400 円 = 600 円
実費	16 km × 30円 = 480 円 全額町補助	
	おねがい会員 実費負担	

※最初の 1 時間（18：30～19：30）が基本時間（9時～19時）以外になるため、平日時間外で計算します。

※30分までは 0.5 時間で計算します。

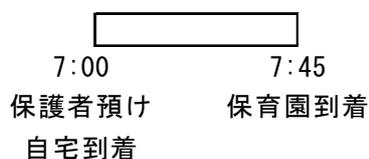
※町外者の場合は、利用料については、「平日 1,000 円」「上記以外 1,100 円」、実費負担中、交通費は「おねがい会員 実費負担」と読みかえてください。

②朝、保護者がおたすけ会員宅にお子さんを預け、保育園に送りどける。

おたすけ会員の自動車走行距離 8km

活動開始：保護者がおたすけ会員に子どもを預けた時間（7：00）

活動終了：おねがい会員がお子さんを保育園に送り届けた時間（7：45）



項目	利用料補助(1)に該当する場合	利用料補助(2)に該当する場合
利用料	平日 0 時間 × 100 円 = 0 円	平日 0.0 時間 × 300 円 = 0 円
	上記以外 1.0 時間 × 200 円 = 200 円	上記以外 1.0 時間 × 400 円 = 400 円
実費 交通費 食費等	8 km × 30円 = 240 円 全額町補助	
	おねがい会員 実費負担	

※最初の1時間(例:7:00~7:45)は、それに満たない場合でも1時間とみなします。

※最初の1時間(7:00~7:45)が基本時間(9時~19時)以外になるため、平日時間外で計算します。

※町外者の場合は、利用料については、「平日1,000円」「上記以外1,100円」、実費負担中、交通費は「おねがい会員 実費負担」と読みかえてください。